（削る。）

（削る。）

（アフリカ豚熱に関する特例）

第二条　アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の三	第三条の二第一項	第三条の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第十三条	第三十一条第二項	第三十一条第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）
第十五条	又は第三十条	又は第三十条（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
第三十三条の二	第二十六条第四項	第二十六条第四項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第二十六条第一項	第二十六条第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三十三条の三	第二十六条第四項	第二十六条第四項並びに法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十六条第一項
第三十三条の四	第二十六条第六項	第二十六条第六項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第二十八条第二項	第二十八条第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三十六条	第二十八条の二第一項	第二十八条の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）

7　家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一号イを次のように改める。

イ　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二條第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病及びこれらの伝染性疾病の疑症

第十三條第三号中「家畜防疫委員」を「家畜防疫員」に改める。

8　犬の輸出入検疫規則（昭和二十五年農林省令第百三号）の一部を次のように改める。

第一條から第三條まで、第四條第三項及び第五條から第八條までの規定並びに第三号様式、第四号様式及び第五号様式中「家畜検疫官吏」を「家畜防疫官」に改める。

（新設）